

契約の変更につき議決を求めることについて (滋賀県立近江学園整備事業 (PFI 方式))

1 概要

近江学園については、老朽化が著しいことから、令和 6 年 4 月の新施設供用開始、令和 6 年 9 月の現施設解体および外構工事完了を目指し、PFI 手法 (BTO 方式) により整備を進めているところ。

このたび、契約金額を変更増額する必要が生じたことから、変更契約の締結に係る議案について、御承認をいただこうとするもの。



新施設完成イメージ図

2 契約変更の概要

「滋賀県立近江学園整備事業 事業契約書」第 57 条に基づく、物価変動に伴うサービス対価の改定、および既知となっていないアスベストの存在が判明したことに伴う当該アスベストの撤去工事に係る追加費用について、契約変更を行う。

- | | |
|----------|--|
| ① 事業名 | 滋賀県立近江学園整備事業 |
| ② 事業場所 | 湖南市東寺四丁目地先 |
| ③ 目的 | 新たな近江学園の設計・建設・維持管理と現施設の解体 |
| ④ 変更理由 | 物価変動率の上昇による増額変更
既知となっていなかったアスベストの撤去工事費用の追加に伴う増額変更 |
| ⑤ 事業期間 | 令和 3 年 10 月 9 日から令和 20 年 3 月 31 日まで |
| ⑥ 契約金額 | 変更前 4,059,124,400 円
変更後 4,390,637,841 円 (差額+331,513,441 円※)
※物価変動 : +276,667,441 円
アスベスト : + 54,846,000 円 |
| ⑦ 契約の相手方 | 滋賀県大津市別保二丁目 9 番 50 号
エス・ピー・シー湖南株式会社
代表取締役 出水弘美 |

○変更が必要な理由

①物価変動に伴うサービス対価の改定

- ・事業契約書第 57 条の規定により、契約締結日の属する月の指標値と新設施設の着工日の属する月の指標値を比較し、物価変動に基づくサービス購入料の改定を行うもの。

②既存建物解体工事に伴う外壁アスベスト撤去工事費用の追加

- ・解体建物は昭和 40 年代に建設されており、P F I 事業の発注前に、外壁仕上材の調査を実施したが、含有層がどの部分かが判別ができなかったため、過剰な予算見積とならないよう、表層の仕上塗材部分のみに含有する形として整理し、詳細は落札者が施工前に実施する調査により判定することとしていた。
- ・今回、施工前の事業者の調査により、下地調整材にアスベストが含まれていることが確定したが、既知となっていないアスベストが存在することが判明した場合に、県は合理的な範囲の費用を負担するものとなっている。
- ・今回の変更については、当初の工法から下地調整材を含めた除去を行う工法に変更したことによる差額分について負担するもの。